

## 委員長報告書

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 11 月 25 日
議案名	議案第 51 号 諏訪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 及び 議案第 52 号 諏訪市常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
内容	8 月 7 日に国家公務員の給与等に対する人事院勧告が出され、これを受けて、11 月 11 日に公務員の給与改定に関する取扱いが閣議決定され、今臨時国会において審議が予定されている。諏訪市においても、この人事院勧告に準じた給与改定を実施することとし、議員及び常勤特別職の職員の期末手当の支給月数について、年間 0.05 か月分が引き上げられるもの。
主な質疑	いずれも無し
討論	いずれも無し
審査結果	いずれも全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 11 月 25 日
議案名	議案第 53 号 諏訪市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
内容	人事院勧告に伴い、初任給及び若年層に重点を置いて給料を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合わせて年間 0.05 か月分引き上げるなど、所要の改正が行われるもので、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用されるもの。
主な質疑	<p>問 閣議決定はされているものの、法案が可決されていない中の議案上程であり、あまり聞いたことは無いが、万が一法案が否決された場合はどうするのか。</p> <p>答 国においては人事院勧告通りの実施方針が閣議決定されているが、仮に法案が否決されれば、再度条例案を修正しなければいけない。ただし、人事院勧告に基づく改定を国が示している以上は、法案が否決されることは基本的にはないと考えている。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 11 月 25 日
議案名	議案第 54 号 令和 7 年度諏訪市一般会計補正予算(第 4 号)
内容	各費目で、本年度の人事院勧告に基づく条例改正及び職員の異動等に伴う 人件費の増減額が計上されるとともに、議員の期末手当が計上されるもの。 補正額 1 億 548 万 4,000 円で、累計額は 241 億 8,298 万 2,000 円と なる。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 57 号 諏訪市公告式条例の一部改正について
内容	デジタル化社会の進展等を踏まえ、アナログ規制の見直しとして、行政運営の効率化と情報の迅速かつ確実な提供を図るため、条例の公布等を市のホームページでも行うことを可能とするほか、掲示期間について新たに規定を設けるなど、所要の改正が行われるもの。
主な質疑	<p>問 ホームページへの掲載は、どのような形になるのか。</p> <p>答 市のホームページを開くと直ぐにわかるように電子掲示場<small>けいじじょう</small>という場所を設け、条例と規則といった分類により検索できるようになる。</p> <p>問 掲示する時刻は、現在は職員が掲示するので勤務時間中だったが、今後はどうなるのか。</p> <p>答 午前 0 時に公開する。</p> <p>問 4 条例館について、掲示場が廃止されると掲示物を見ることができなくなる人がいるが、どのように配慮をするのか。</p> <p>答 現在 4 条例館には、タブレット端末が設置されていて、誰でも見ることができる。不慣れな方は、一緒に操作をするので、職員に声をかけていただきたい。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 58 号 諏訪市組織条例の一部改正について
内容	令和 8 年 4 月 1 日付けの組織改正において、新たに「こども未来部」を創設し、健康福祉部、市民環境部、教育委員会事務局の 3 部局で連携して行ってきたこども関連施策を総合的かつ一元的に推進し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える体制が強化されるもの。また、建設部と水道局を統合して「建設水道部」とし、道路・上下水道・温泉など生活の基盤であるインフラの整備、維持管理をより一体的、効率的に行う体制が強化されるもの。
主な質疑	<p>問 「こども未来部」が新設されるが、「すわ☆あゆみステーション」はどうなるのか。</p> <p>答 基本的な構成は現状の通りで教育委員会事務局とこども未来部との連係を継続する。</p> <p>問 こども未来部の次世代育成課が対象とする年齢は。</p> <p>答 こども若者計画に基づき 39 歳までが範疇となる。</p> <p>問 建設部と水道局を統合して「建設水道部」となることによって、部内で場所が離れてしまう。デジタル化を進めていると思うが、電子決裁等については。</p> <p>答 部長に決裁印をもらいに行かなくても、仕事を進められる環境の検討を進めている。今もチャットにてリアルタイムでの情報共有や、オンライン会議はできる。物理的に離れていることを補う環境は整っている。</p> <p>問 建設水道部になって、技術者が兼務することが想定されているのか。</p> <p>答 基本的には想定していない。</p> <p>問 建設水道部に移行すると、現在 2 人いる部長がひとりになる。業務への負担や責任が重くなるのではないか。</p> <p>答 責任は重くなるが、それぞれ所管する課長がいるので新しい組織全体としてやっていただきたいと考えている。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 59 号 諏訪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
内容	国による「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル技術を活用した行政手続等を拡大するなど所要の改正が行われるもの。
主な質疑	<p>問 デジタル化に伴う条例や例規の改正はまだ多くあるのか。</p> <p>答 今議会に出ているものがほぼ全てになる。運用の見直して解決できるものが多い。</p> <p>問 条例の改正に伴い、すべてがデジタル化されるのか。</p> <p>答 紙での手続きが出来なくなるという事ではなく、併用ができるような形になる。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 60 号 諏訪市職員等の旅費支給条例の一部改正について
内容	「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正等によって、国家公務員等の旅費の制度が見直されたことに伴い、本市においても国に準じた見直しが行われるもの。
主な質疑	<p>問 日当と宿泊手当との違いは。</p> <p>答 現在日当は 1 日当たり 2,200 円の支給となっている。これは、宿泊中の食費や雑費等にあてるもので、1 泊 2 日であれば、4,400 円となる。これに対し、宿泊手当は、雑費が 800 円、朝食・夕食代のそれぞれ 800 円で 1 泊 2 日であれば合計で 2,400 円になる。</p> <p>問 東京都内の宿泊費が高騰しているが、どうなるのか。</p> <p>答 現在、県外の出張は一律 10,900 円の宿泊費となる。それが今後は東京都の場合は、19,000 円になる。1 泊 2 日の出張であれば、宿泊手当の増と日当の減分で合計 6,100 円の増となる計算。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 61 号 諏訪市手数料徴収条例の一部改正について
内容	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行されたことに伴い、固定資産課税台帳の様式が変更となることから、当該手数料の額等を見直すほか、「建築基準法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴う項ずれの改正が行われるもの。
主な質疑	問 改正後は公図の紙のサイズがA3 版になるとのことだが、影響はないのか。 答 実際には改正前からA3 版で運用しているので、影響はない。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 62 号 諏訪市水道事業給水条例及び諏訪市温泉事業給湯条例の一部改正について
内容	水道料金及び温泉料金等に係る債権の管理について必要な事項を定めることによって、事務の適正化を図り、公正かつ円滑な事業運営に資するために改正が行われるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 69 号 「市道路線の廃止について」 及び 議案第 70 号 「市道路線の認定について」
内容	豊田有賀にある市道 33118 号線及び 33120 号線は、諏訪湖スマートインターチェンジの供用開始に伴い、起点及び終点を変更し、改めて市道として認定されるもの。
主な質疑	問 配布資料を確認すると、市道路線が廃止された後も地図上では一部道として残っている。これは何か。 答 資料は諏訪湖スマートインターチェンジ着工前の地図となり、ここはボックスカルバートの上の部分にあたり、道としては存在しない。土地としては諏訪市のものになる。
討論	いずれも無し
審査結果	いずれも全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
議案名	議案第 71 号 令和7年度諏訪市一般会計補正予算(第5号)
内容	<p>総務費は、補正額 1,352 万 6,000 円で、総務管理費の地域戦略費に、路線バスの継続運行を支援するための補助金が、徴稅費に市税還付金の不足額が計上された。</p> <p>農林水産業費は、補正額 81 万 3,000 円で、農業費に、諏訪平土地改良区農地基盤整備事業に係る文出第一工区の農地中間管理機構への農地貸付に対する機構集積協力金交付事業補助金が計上された。</p> <p>終わりに公債費は、補正額 388 万 7,000 円で、市債の利率見直し等に伴う元金と利子の増減分が計上された。</p> <p>以上、補正額 2 億 123 万 7,000 円に対し、特定財源は 1 億 4,613 万 6,000 円で、一般財源必要額は 5,510 万 1,000 円となり、繰越金をもって措置された。</p>
主な質疑	<p>問 文出第一工区の農地中間管理機構への農地貸付に対する機構集積協力金交付事業補助金が計上されているのは、新規ではなくもれていたためか。</p> <p>答 様々な理由で漏れており、追加した。</p>
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	総務産業委員会
審査年月日	令和 7 年 12 月 4 日
陳情名	陳情第 32 号 消費税減税とインボイス制度が廃止されるまで「2割特例」と「8割控除」の継続を求める陳情
陳情者名	諏訪地方民主商工会 事務局長 清水栄子氏
内容	<p>長引く物価高騰が国民の生活を直撃し、実質賃金が低迷する中で、個人消費が冷え込んでいる。中小業者は人手不足や賃上げ圧力が強まる中で努力を続けているが、価格転嫁がままならず、経営悪化に拍車がかかっている。令和 8 年 10 月からインボイス制度の「2 割特例」や「8 割控除」など負担軽減措置が廃止・縮小されれば、フリーランスや中小事業者の苦境が一層深まる。民意は消費税減税とインボイス制度の廃止も求めている。以上の趣旨から、消費税減税とインボイス制度を廃止されるまで「2 割特例」と「8 割控除」を継続することを求めるもの。</p>
討論	<p>反対討論</p> <p>小規模事業者の厳しさは理解するところだが、その解決方法がこの激変緩和措置の制度を延長することではなく、本質的に違う。インボイス制度は、税の公平さを明らかにし、不公平感を是正するもので、今回の措置は、インボイス制度に備えるようにという意味で設けられた準備期間の措置だった。その意味からも、この陳情は不採択。</p> <p>賛成討論</p> <p>「2割特例」と「8割控除」の制度があることによって、小規模事業者は経営が成り立っているため、この制度が廃止されると、立ち行かなくなる。小規模事業者が廃業すると、市民へのサービスが行き届かなくなる。所得再配分と言う観点から、免税点があったり、「2割特例」と「8割控除」の制度があった。小規模事業者が廃業に追い込まれないようにしてもらいたいので採択。</p>
審査結果	反対多数で不採択